



□■□ 事故防止メルマガ「Think」

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //////////////////////////////////////

1. 11月前半の管理ごよみ
2. 安全管理法律相談～交通事故被害者の不当請求への対応
3. 事故ゼロへのアプローチ～夜間事故の危険を意識しよう—2
4. 交通事故にかかる企業の責任（14）
5. 今日の朝礼話題
6. 「2014 運行管理者・配車担当者手帳」好評発売中！

// //////////////////////////////////////

★ 11月前半の管理ごよみ

- ◆ 1日（金）～30日（土）
—エコドライブ推進月間
- ◆ 1日（金）～14日（木）
—危険物の荷卸し時における相互立会いの推進キャンペーン
- ◆ 1日（金）
—自動車運送事業者に対する行政処分基準の一部改正を施行
- ◆ 3日（日）
—文化の日
- ◆ 4日（月）
—振替休日
- ◆ 9日（土）
—119番の日
- ◆ 10日（日）
—いい点灯の日
- ◆ 15日（金）
—日本倉庫協会「第10回物流フォーラム」

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<http://www.think-sp.com/2013/10/10/kongetsu-untankanri13-11/>

■ 安全管理法律相談

第6回『交通事故の被害者の対応に困っています』

・ 質問

従業員が交通事故を起こしたのですが、事故の被害者が「5千万円の商談が破談になった」「誠意を見せろ」などといって、長時間の対応を余儀なくされています。どのように対応すればよいのでしょうか？

・ 回答

通常の場合、加害者は保険会社に参加しており、被害者との交渉や対応は全て保険会社に任せることとなりますが、交通事故の被害にあった被害者が、加害者に対して度を越えた方法で請求等をしてくる場合があります。

このような請求により、日常の業務に支障が出たり、精神的に疲弊して法外な請求に応じてしまったりすることもありますので、対応を検討しておく必要があります。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/10/11/houritsu-6-higaisya-youkyuu/>

■事故ゼロへのアプローチ

『夜間事故の危険を意識しよう 2～錯覚の危険』

夜間は視認性が低下するため、物の見え方が不完全です。このため、錯覚を起こす危険も増加します。

今回は夜間の錯覚に焦点を当て、道路形状や停止車両、距離感の錯覚についてまとめました。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/10/15/jikozero-yakan2/>

■交通事故と企業の責任（14）

前回は、他人に借りた車の事故で、所有者の「運行供用者責任」を認めなかった事例でした。

今回は、社有車で取引先の人と飲みに出かける途中の事故で、会社の「使用者責任」を認めた事例を紹介します。

『勤務終了後の事故であったが「使用者責任」を認めた』

運送会社の配車係であるAは、勤務終了後に仕事の取引先のBと夕食をとむにするために、社有車を運転してガソリンスタンドで待ち合わせをしました。

合流後それぞれの車を乗り、Aは先導していたBに追従して移動している途中に、左折するために減速したB車に気づくのが遅れ追突しました。

この事故で、B車が経済的全損の状態にいたり、BはAとA車の所有者である会社に対して「使用者責任」があるとして、B車の車両損害について損害賠償を請求しました。

これに対して、裁判所は次のように述べて、会社の「使用者責任」を認め、B車の車両損害分の400万円の賠償を認めました。

「A車は、会社が社長名義で購入し、Aに営業用車両として貸与していたもので、燃料費や車検費用等はすべて会社が負担している。A車はほとんどAが専用で使用しており、社長が使用することは稀である。A車の平素の保管場所は、勤務中は会社の駐車場であり、勤務時間外はAの自宅である。キーも、会社の事務所に1本保管されているほかは、すべてAが管理している」

「上記認定事実によれば、A車の実質的所有者は会社であるところ、Aは会社からA車を営業用車両としてほぼ専用を使用することを許され、さらに私的に使用することも事実上許容されていたものである」

「本件事故は、Aが勤務時間終了後、Bと一緒に酒を飲みに行く途中に生じたものではあるが、Bは仕事上の付き合いのあったものであり、酒の席では仕事に関する話も出ることが予想される状況であったのであるから、本件事故は会社の事業の執行につき生じたものと解するのが相当である」

「したがって、会社は民法715条の使用者責任を負うものというべきである」

(岡山地裁 平成23年2月22日判決)

■今日の朝礼話題

『雨の高速道路では右カーブの冠水に注意しよう!』

ハイスピードで走行する高速道路では、路面がスリップしやすくなる雨の日は、慎重に運転しなければなりません。とくに、雨水が溜まりやすいワダチ掘れは注意が必要です。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/10/15/tw-ameno-kousoku/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にさせていただける「今日の朝礼話題」を毎日更新しています。

■2014 運行管理者・配車担当者手帳好評発売中!

『2014 運行管理者・配車担当者手帳』

※仕様 A6判/222ページ/表紙ビニールレザー(黒)

※価格 1,260円(消費税込・送料実費)

「2014 運行管理者・配車担当者手帳」を10月2日に発売開始いたしました。さっそく個人の運行管理者様からのご注文のほか、社内表彰の景品、会員様へのサービス、お客様への年末年始の贈答品として、法人様からもご注文を多数いただいております。

2014年版は「最新の法改正」や、「Gマークの取得のための安全性評価項目配点基準」などますます資料を充実させました。また、カレンダー機能も強化していますので、スケジュール管理も快適に行っていただけます。

本手帳のスペシャルサイトをオープンいたしましたので、ぜひご覧ください。画像で手帳のイメージをご確認いただくことができるほか、パンフレットもダウンロードしていただくことができます。

【2014 運行管理者・配車担当者手帳スペシャルサイト】

<http://2014unkoukanridiary.jimdo.com/>

【※物流ニッポンで本手帳が紹介されました↓】

<http://www.think-sp.com/2011/03/04/syoukaikiji/>

【商品の詳細はこちら↓】

<http://goo.gl/c6MYvB>

■新刊出版物のご案内

●自己診断テスト

『運転者心理に潜む危険をチェックしよう』

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 105円（消費税込・送料実費）

事故の原因を突き詰めていくと、その背景には「前車が止まるとは思わなかった」など、運転者の危険な心理が潜んでいます。

本テストは、日頃の運転を振り返り、48の質問に「ハイ」「イエ」で答えていただくと、運転者心理に潜む6つの危険について診断することができます。

カーボン式になっており、実施したその場で診断結果を知ることができますので、すぐに安全運転に役立てていただくことができます。

【↓詳しくはこちら】

<http://goo.gl/aj3oPm>

●教育用冊子

『構内事故の危険に気づこう！』

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 147円（消費税込・送料実費）

トラック運送事業では、公道における交通事故だけでなく、構内事故も多発しています。

本冊子は、構内事故が起こりやすい状況を示した6場面のイラストを見て、設問に回答してもらう参加型教材です。ドライバー自身が日頃の運転習慣やヒヤリ・ハット体験などを思い起こすことにより、構内事故を起こす危険に気づいて頂くことができます。

【↓詳しくはこちら】

<http://goo.gl/ujptD>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成25年10月15日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□—————□■

～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天満4-5-3日本プロパティビル901
TEL 06-6809-1989/FAX 06-6809-1984
Eメール mail@think-sp.com
URL <http://www.think-sp.com/>

